⑵　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県　国土交通省関東地方整備局総務部契約課（〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎二号館（電話048－601－3151））

⑶　新潟県、富山県、石川県及び長野県（長野市、松本市、上田市、須坂市、小諸市、中野市、大町市、飯山市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市及び安曇野市並びに上高井郡、上水内郡、北安曇郡、北佐久郡、下高井郡、下水内郡、小県郡、埴科郡、東筑摩郡及び南佐久郡の町村に限る。）　国土交通省北陸地方整備局総務部契約課（〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１－１－１新潟美咲合同庁舎１号館（電話025―370―6647））

⑷　岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び長野県（岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市及び茅野市並びに上伊那郡、木曽郡、下伊那郡及び諏訪郡の町村に限る。）　国土交通省中部地方整備局総務部契約課（〒460―8514 愛知県名古屋市中区三の丸２－５－１名古屋合同庁舎第二号館（電話052―953―8138））

⑸　福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県　国土交通省近畿地方整備局総務部契約課（〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５―44大阪合同庁舎第一号館（電話06―6942―1141））

⑹　鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県　国土交通省中国地方整備局総務部契約課（〒730―8530 広島県広島市中区上八丁堀６－30広島合同庁舎第二号館（電話082―221―9231））

⑺　徳島県、香川県、愛媛県及び高知県　国土交通省四国地方整備局総務部契約課（〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33　高松サンポート合同庁舎（電話087―851―8061））

⑻　福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県　国土交通省九州地方整備局総務部契約課（〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２―10―７福岡第二合同庁舎（電話092―471―6331））

競争参加者の資格の再決定に関する公示

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第３項に規定する経営事項審査の審査基準が令和３年国土交通省告示第246号（以下「改正告示」という。）により改正されたことに伴い、令和３・４年度を有効期間とする国土交通省北海道開発局（開発建設部を含む。）の所掌する建設工事についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格（以下「競争参加資格」という。）について、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。以下同じ。）に基づき決定されている者等は、希望により、競争参加資格について、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再決定を申請することが出来ることとしたので、その申請方法等について、次のとおり公示する。

令和３年３月31日

北海道開発局長　倉内　公嘉

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

１　競争参加資格の再決定の申請ができる者

⑴　改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づく令和３・４年度の競争参加資格の決定（以下「旧基準による決定」という。）を受けている者のうち、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査（審査基準日（平成20年国土交通省告示第85号（以下「経営事項審査の告示」という。）第一の一の２に規定する審査基準日をいう。以下同じ。）が申請をする日の１年７月前の日以後のものに限る。）の総合評定値通知書を受けている者。

［注］

経常建設共同企業体については、その構成員全てが改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を受けている者であること。同様に事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合審査数値の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合についても、当該事業協同組合及び審査対象者（「事業協同組合に係る総合審査数値の算定方法等に関する特例要領」（昭和50年12月22日付け北開局工第91号）第２条第２項に規定する審査対象者をいう。）全てが改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を受けている者であること。ただし、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値と改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値に変動がないと認められる構成員又は審査対象者については、この限りでない。

⑵　令和３・４年度の競争参加資格の決定を受けている者のうち、清掃、除草及び除雪に関する単独工事のみにつき一般競争（指名競争）に参加を希望するものであって建設業法第３条の規定による許可を受けていない者。

２　再決定の受付時期及び場所

令和３年４月１日から令和３年９月30日までの間に、次に掲げる提出場所において申請を受け付ける。

〒060―8511 北海道札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311）

３　再決定の申請の方法

⑴　申請書等の入手方法　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」等の各種様式は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。

https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html

⑵　申請書等の提出方法　申請者は、持参又は郵送により次に掲げる申請書及び添付書類を提出するものとする。

ア　１⑴に該当する者

①　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式１－１及び１－２）

②　申請者が、④に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の希望工事区分（競争参加者の審査の申請における希望工事区分をいう。以下同じ。）に分割して申請するとき又は④に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完成工事高を一の希望工事区分に合算して申請するときは、工事分割内訳表（様式２）

③　業態調書（様式３－１）

④　総合評定値通知書の写し（改正告示による改正後の審査基準に基づく経営事項審査のものでかつ、経営事項審査の告示第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）

⑤　申請者が清掃、除草及び除雪に関する単独工事の一般競争（指名競争）に参加を希望するときは、規則第19条の８第１項に掲げる書類に準ずる書類

ただし、再決定の申請に係る経営事項審査の審査基準日が、旧基準による決定に係る経営事項審査の審査基準日と同一である場合においては、①（様式１－１）、③及び④を提出するものとする。

［注］

申請者が事業協同組合の審査数値の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合であるときは、上記の他に共同企業体等調書を提出すること。

イ　１⑵に該当する者

①　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式１－１及び１－２）

②　業態調書（様式３－１）

③　規則第19条の３第２項の経営状況分析申請書に準ずる書類

④　規則第19条の７第２項の経営規模等評価申請書に準ずる書類

⑤　規則第19条の４第１項各号に掲げる書類に準ずる書類